

令和3年6月期 木城町農業委員会総会会議録

開催期日	令和3年6月28日(月) 午前8時50分～10時35分まで
出席委員	(農業委員 7人) 1番:後藤 ミホ 2番:久保 一美 3番:上川 安博 5番:西 哲郎 6番:曾我 広 7番:平野 豊文 8番:大山 裕加 (農地利用最適化推進委員 7人) 吉岡 定男 藤井 恒美 國岡 伸二 久保田 博文 田村 和之 永友 文法 永友 正
欠席委員	(農業委員 0人 推進委員 0人) 農業委員: 0 名 推進委員: 0 名
出席職員	事務局長:吉岡 信明 専門監:高橋 茂義 主幹:眞崎 哲子
会議録署名委員	7番:平野 豊文 8番:大山 裕加
議事日程	令和3年6月28日(月) 1日間
報告	(1) 6月の行事報告について (2) 農地転用事前調査報告について(0件) (3) 農家相談日結果報告について(2件) (4) 各委員活動報告について (5) 事務局報告について ① 合意解約書の提出について(3件) ② 利用配分計画の認可について(2件)
会議事件	議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 議案第23号 農用地利用集積計画(所有権移転)について 議案第24号 農用地利用集積計画(利用権設定)について 議案第25号 農地移動適正化あっせん事業の実施について 議案第26号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について 議案第27号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
事務局 (事務局長)	皆さんご起立をお願いします。ただ今から令和3年6月期の木城町農業委員会定例総会を開会いたします。一同、礼。ご着席ください。それでは、会長から挨拶をお願いします。

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>皆さんお早うございます。全員ご出席いただきありがとうございます。そして、もち米栽培につきましては、私がいまだに分らないので吉岡推進委員・藤井推進委員にはとてご苦労願っておりますことを感謝申し上げます。</p> <p>当初心配していた早期水稻のコシヒカリも、今日見ますと穂が出揃って、これから黄金色に実ってくるのが楽しみです。コスモス通信で虫や病気の防除についての注意喚起をしていただけることを本当にありがたく思っております。この分だと稲刈りも早くなるのではないのでしょうか。最後まで、いもち病等気を抜かずに防除を心掛けたいものです。</p> <p>また、木城町ではワクチン接種も進み、本日から16歳以上の方の予約が始まりました。もうちょっとかな、秋には会えるのかなと県内に散らばっている仲間と楽しみにしているところです。</p> <p>それでは、本日も慎重審議よろしくをお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>ありがとうございました。それでは進行の方をお願い致します。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、本会議に入りたいと思います。本日の本会議の出席委員は、農業委員7名全員出席ですので、総会は成立しています。農地利用最適化推進委員の出席は7名全員出席ですので、本日の定例総会出席委員は合計14名の出席となります。</p> <p>議事録署名委員の指名ですが、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、7番平野豊文委員と8番大山裕加委員をお願いしたいと思います。</p> <p>次に、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の高橋専門監と眞崎主幹を指名致します。</p> <p>それでは、本会議に入ります。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請の承認についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>それでは、総会資料の9ページをお願いします。</p> <p>議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 農地法第3条の規定による許可申請を下記のとおり提出する。</p> <p>受付番号10番 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示大字椎木字先達屋敷〇〇番 地目 畑1筆 地積 593㎡ 移動区分 売買 売買価格 全部で350,000円 経営状況 家族2 労働力1 経営面積 29,668㎡ 移動理由 規模拡大 担当委員は、7番平野委員です。資料につきましては、10ページに添付してあります。以上です。</p>

議長（会長） 後藤 ミホ	それでは、議案の朗読が終わりましたので、担当の平野委員から補足説明をお願いします。
(7番) 平野 豊文	この案件につきましては、藤井推進委員と確認に行きましたが、きれいに整備されております。まだ耕作されるということですが、耕作できる状態であります。以上です。
議長（会長） 後藤 ミホ	<p>ありがとうございました。担当委員の説明が終わりましたので、質疑に入ります。議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 質疑のある方は挙手の上、質疑をお願いします。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 受付番号 10 番につきまして賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成との事ありますので、議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の承認について 受付番号 10 番につきまして承認可決とします。</p>
議長（会長） 後藤 ミホ	つづきまして、議案第 23 号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。事務局長の朗読をお願いします。
事務局 (事務局長)	<p>それでは、総会資料の 11 ページをお願いします。議案第 23 号 農用地利用集積計画（所有権移転）について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号 1 受付番号 12 番 移動区分 贈与 譲受人・譲渡人については表記のとおりです。 土地表示 大字椎木字大戸亀〇〇番 地目 畑 地積 7,500 m² 他 1 筆 合計 畑 2 筆 9,405 m² 利用目的 露地野菜 移転時期・支払期限・引渡時期 2021 年 7 月 31 日 担当委員は、6 番曾我委員となっております。地図につきましては、6 ページに添付してあります。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長） 後藤 ミホ	ありがとうございました。それでは、担当の曾我委員から説明をお願い致します。
(6番) 曾我 広	一昨日畑の確認に行きまして、全体に牧草が植わっております。その後、ご自宅を訪問しまして息子さんと会って確認したところであります。別に問題はない状態でした。以上です。

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。議案第 23 号 農用地利用集積計画（所有権移転）について質疑のある方は挙手の上、質疑をお願い致します。</p> <p>（質疑・意見なし）</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りします。議案第 23 号 農用地利用集積計画（所有権移転）についてであります。賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成との事ありますので、議案第 23 号 農用地利用集積計画（所有権移転）について 受付番号 12 番につきまして承認可決と致します。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>つづきまして、議案第 24 号 農用地利用集積計画（利用権設定）についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 （事務局長）</p>	<p>それでは、12 ページをお願いします。議案第 24 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記利用集積計画の決定を求める。</p> <p>整理番号 1 番 受付番号 30 番 移動区分 賃貸借 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字陣ノ内〇〇番 地目 畑 地積 1,469 m² 他畑 4 筆 合計 畑 5 筆 2,025 m² 利用目的 露地野菜 始期終期 2021 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで（5 年間） 借賃 全部で 29,000 円 経営面積 9.6ha 家族数 2 稼働労働力 2 担当委員は、6 番曾我委員です。新規の案件です。資料につきましては、15 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 2 番 受付番号 31 番 移動区分 賃貸借 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字小並原〇〇番 地目 畑 地積 1,425 m² 他 1 筆 合計 畑 2 筆 5,925 m² 利用目的 飼料作物 始期終期 2021 年 7 月 1 日から 2022 年 6 月 30 日まで（1 年間） 借賃 15,000 円/10a 経営面積 8.7ha 家族数 4 稼働労働力 4 担当委員は、7 番平野委員で更新です。資料につきましては、16 ページに添付してあります。</p> <p>整理番号 3 番 受付番号 32 番 移動区分 賃貸借 譲受人・譲渡人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字杉ノ本〇〇番 地目 田 地積 951 m² 他 2 筆 合計 田 3 筆 2,816 m² 利用目的 稲作 始期終期 2021 年 7 月 1 日から 2026 年 6 月 30 日まで（5 年間） 借賃 全部で 30,000 円</p>

<p>事務局 (事務局長)</p>	<p>経営面積 2.2ha 家族数 5 稼働労働力 4 担当委員は、7番平野委員で更新です。資料につきましては、17ページに添付してあります。</p> <p>整理番号4番から6番 受付番号142番から144番の案件は、農地中間管理事業での賃貸借契約となります。譲受人は全て公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。6月21日に公社の審査会で全て可決されております。合計田6筆 集積面積 6,028㎡となっております。今回の農地中間管理事業の配分計画の参考資料を19ページに記載しております。以上です。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、議案第24号 農用地利用集積計画(利用権設定)について、説明をお願いしたいのですが、受付番号30番のみ新規となっておりますので、担当の6番曾我委員に説明をお願いします。</p>
<p>(6番) 曾我 広</p>	<p>一昨日、譲受人に畑の確認に伺いました。この土地につきましては、元々譲受人が左の方の二枚の畑も耕作しております。だから、集積したような形になっております。そして鹿も結構多くて、ピンクのテープが張り巡らされております。だから大変なところです。現在は甘藷が植わっております。以上です。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。それでは、受付番号31番、32番につきましては更新、142番から144番の案件は農地中間管理事業となっておりますので、説明は省かせていただきます。議案第24号 農用地利用集積計画(利用権設定)について質疑のある方は、挙手の上受付番号を言われてから質疑をお願いします。</p>
<p>(2番) 久保 一美</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>はい、久保委員どうぞ。</p>
<p>(2番) 久保 一美</p>	<p>受付番号31番なんですけど、譲渡人は農地所有適格法人だと思っていたんですけど、1年前にもやっぱりこうやって利用権設定をしているんですけども、前の事業所から引き継いだ事業所だと思っているんですけど、かなり農地を見ると作っていないようなのですけども。当人たちが、今後どのような形で農地を所有していくのかなど。近くの曾我委員のところの担当でありますけれども、〇〇さんの所も確か借りられているんですけど、今荒れ放題です。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>あその農地は、今度別の事業所が賃貸借しています。</p>
<p>(2番) 久保 一美</p>	<p>失礼しました。まあそういった方向で農地を切り離していくのか、こうやって出ていると。その辺りを事務局はどうお考えでしょうか。</p>
<p>議長(会長) 後藤 ミホ</p>	<p>これは高橋専門監も懸念されていたところですので、よろしくをお願いします。</p>

<p>(事務局) 高橋専門監</p>	<p>はい。久保委員がおっしゃったように、譲渡人は農地所有適格法人ということで農地を所有されて、それを貸付だしたのですが、今現在、農地所有適格法人の報告書を上げてもらうように会社自体に打診しているところです。それを見て今後、適格法人に適しているかどうか、こちらから見ていると、言われるようにもう農地を切り離していった農業収入じゃなく肉加工の方を中心に今後されていくんじゃないかということで、ちょっと注視をしているところです。</p> <p>いずれにしても今、報告書の提出を求めているところでもあります。以上です。</p>
<p>(2番) 久保 一美</p>	<p>ここが、前の事業所の時の補助金を農地の分で引継いでいると思います。六次産業のやつを確か頂いていると思うんですけど。やめれば補助金は確か戻さないといけないから、そういった形でズルズルしていると、農地として利用されたい方はこうしているんですけど、行政の懸念からすると農地をそのまま譲渡人の農作業等を見てから検討していただきたいなと思います。</p>
<p>(事務局) 高橋専門監</p>	<p>言われるようにですね、前の経緯から農政係の方とも連携して確認をしていきたいと思います。ありがとうございました。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。他にございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑が無いようですので、お諮りしたいと思います。議案第 24 号 農用地利用集積計画 (利用権設定) について 受付番号番 30 番から 32 番、142 番から 144 番につきまして賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成という事ですので、議案第 24 号農用地利用集積計画 (利用権設定) について 受付番号番 30 番から 32 番、142 番から 144 番につきましては承認可決とします。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>つづきまして、議案第 25 号 農地移動適正化あっせん事業の実施についてであります。事務局長の朗読をお願いします。</p>
<p>(事務局) 事務局長</p>	<p>総会資料の 20 ページをお願いします。議案第 25 号 農地移動適正化あっせん事業の実施について</p> <p>受付番号 7 番 申請人につきましては表記のとおりです。土地表示 大字椎木字月輪〇〇番 地目 田 2 筆 地積 5,026 m² 指名委員 農業委員、最適化推進委員 各 1 名ずつ 実施形態 賃貸借もしくは売買 希望価格 相場価格 資料は、21 ページに添付してあります。以上です。</p>
<p>議長 (会長) 後藤 ミホ</p>	<p>ありがとうございました。それではあっせん事業についてですが、椎木地区になります。多くて申し訳ありませんけど、あっせん委員を平野委員と藤井推進委員にお願いできますでしょうか。</p>

(7番) 平野 豊文	はい。
藤井推進委員	はい。
議長 (会長) 後藤 ミホ	つづきまして、議案第 26 号 「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の公表についてであります。事務局の朗読と説明をお願い致します。
(事務局) 高橋専門監	<p>総会資料の 22 ページをお願いします。議案第 26 号 「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の公表についてであります。</p> <p>農業委員会等に関する法律 (昭和 26 年法律第 88 号) 第 37 条及び農業委員会等に関する法律施行規則 (昭和 26 年農林省令第 23 号) 第 15 条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。ということで、これは「情報の公表」ということとなります。これは、昨年 6 月の定例総会にてご承認をいただきました「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を基に、令和 2 年度の活動実績の点検・評価をしたものになります。それを農業委員会の活動の透明化ということで、町のホームページ等で公表するようになっております。</p> <p><令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について説明></p>
議長 (会長) 後藤 ミホ	ありがとうございました。それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第 26 号 「令和 2 年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」の公表について 質疑のある方は挙手をお願いします。
(2番) 久保 一美	先程ありました農地所有適格法人ですけども、A 社と B 社は同じ会社になるんでしょうか。
(事務局) 高橋専門監	はい。一応、確認はしたんですけど、元々 A 社が大元であってその一番下に B 社という会社があって、それと C 社はまた違うということで確認をしております。私達も久保委員が言われたように、一緒の会社じゃないかと最初に疑問を投げかけて確認をしたところであります。それで、別会社ということでこちらは認識しているところです。以上です。
(2番) 久保 一美	はい、分かりました。
議長 (会長) 後藤 ミホ	はい、次どうぞ。
(農地利用最適化推進委員) 田村 和之	私も今の件で質問しようと思ってたんですけど、C 社は倒産したと聞いていたんですけど、B 社とはどんな関係があるんですか。

(事務局) 高橋専門監	はい。私達も確認をして、定款等の写しを取っています。倒産ということではないです。先程も言われましたけどグループ会社じゃないかということでありませすけど、また別で、C社の方もA社の方も別の人になっております。定款も確認しましたけど、今のところ倒産ということではないとみております。
議長（会長） 後藤 ミホ	他にございませんか。
(農地利用最適 化推進委員) 田村 和之	もう一点よろしいですか。放牧養豚の〇〇さんですが、これは法人になっているんですか。それとも個人でやられているんですか。
(事務局) 高橋専門監	今のところ個人でやられています。先程西委員の活動報告がありましたけども、認定新規就農ということで、周りの皆さん、県も含めてサポートしながら養豚をされているところであります。
(農地利用最適 化推進委員) 田村 和之	理解しました。新規就農していかれる場合は町として宿泊所とかもあっせんされているんですか。
(事務局) 高橋専門監	所管は農政係になるんですけど、いきなり他所から来てもすぐすぐ出来るというわけではなくて、日向新しき村の〇〇さん等がご協力いただいて、山林の一角を貸して頂いて囲いをして放牧をしたり、元々養豚をされてたところを貸されたりご協力いただいて立ち上げていってるところであります。もう、実際豚肉も製品化して出荷もされております。
議長（会長） 後藤 ミホ	ありがとうございました。他にございませんか。
(7番) 平野 豊文	違反転用についてですけど、今回農地を回った時に、畑に家が建ってるいのはどんな対処をするんですか。
(事務局) 眞崎 主幹	許可がされてなくて住宅が建っているようであれば、転用して追認ということで後から許可をもらうという手続きになるので事務局の方にまたご相談ください。
(7番) 平野 豊文	事務局でいいんですか。
(事務局) 眞崎 主幹	そうですね。一応伝えていただいて確認等をして、許可を出している場合もありますので、またご相談下さい。
議長（会長） 後藤 ミホ	他にございませんか。 (質疑・意見なし) 他に無いようでしたらお諮りしたいと思います。議案第26号 令和2年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について 公表をするという事で承認賛成される方は挙手をお願いします。

<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ですので、議案第 26 号 令和 2 年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について 承認可決とし報告したいと思います。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>つづきまして、議案第 27 号 「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の公表について 事務局の朗読と説明をお願い致します。</p>
<p>（事務局） 高橋専門監</p>	<p>総会資料の 31 ページをお願いします。議案第 27 号 「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の公表についてであります。</p> <p>農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 37 条及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和 26 年農林省令第 23 号）第 15 条の規定に基づき、別紙のとおり提出する。</p> <p><令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について説明></p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。議案第 27 号 「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の公表について 質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>私からひとつお願いがあるんですけど、農林業センサスは 2015 年分とお聞きしましたけど、新しい分が入りましたら農家戸数とか農業委員としてやっぱり知りたいので、配っていただけるとありがたいと思います。</p>
<p>（事務局） 高橋専門監</p>	<p>はい。この農林業センサスの調査は主管がまちづくり推進課となりますけど、また冊子等で確定したものが出来れば皆さんにお示ししたいと思います。まだしばらくお待ちください。宜しくお願い致します。</p>
<p>議長（会長） 後藤 ミホ</p>	<p>お手数ですけどよろしくお願いいたします。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>他に無いようでしたらお諮りしたいと思います。議案第 27 号 「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の公表について 承認賛成される方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成ですので、議案第 27 号 「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の公表について 承認可決とし報告したいと思います。</p> <p>それでは、以上で本会議を終了致します。</p>

協 議 会	1 7月の行事予定について 2 その他
議長（会長） 後藤 ミホ	以上をもちまして、令和3年6月期の総会を閉会します。
	<p>この会議録は事実と相違ないことを確認し、ここに署名いたします。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p>